

§ 2 定期報告対象建築物と建築設備等及び昇降機等

1 定期報告対象建築物※1※2※3

用途	規模		報告時期
(1) 学校(幼稚園、専修学校及び各種学校を除く)	県	①対象用途の床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの	令和偶数 年度の 8 月 1 日 から 11 月 30 日 まで ※4 ※5
(2) 病院・診療所(患者の収容施設のあるものに限る)	国	①地階又は3階以上の階にあるもの(100 ㎡超)	
		②2階の対象用途の床面積の合計が 300 ㎡以上	
	県	③対象用途の床面積の合計が 300 ㎡を超えるもの	
(3) 公会堂、集会場	国	①地階又は3階以上の階にあるもの(100 ㎡超)	
		②客席の対象用途の床面積の合計が 200 ㎡以上	
	県	③客席の対象用途の床面積の合計が 300 ㎡を超えるもの	
(4) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	国	①地階又は3階以上の階にあるもの(100 ㎡超)	
		②2階の対象用途の床面積の合計が 500 ㎡以上	
		③対象用途の床面積の合計が 3,000 ㎡以上であるもの	
	県	④対象用途の床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの	
(5) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店、飲食店	国	①地階又は3階以上の階にあるもの(100 ㎡超)	
		②2階の対象用途の床面積の合計が 500 ㎡以上	
		③対象用途の床面積の合計が 3,000 ㎡以上であるもの	
	県	④対象用途の床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの	
		⑤3階以上の階若しくは地階にあるもので、それぞれの対象用途の床面積の合計が 100 ㎡を超えるもの	
(6) 旅館、ホテル、簡易宿所(小)	国	①対象用途の床面積の合計が 300 ㎡以上 500 ㎡以下のもので、かつ、階数が2以上のもの	
	県		
	国	②対象用途の床面積の合計が 300 ㎡未満でその用途に供する部分が3階以上にあるもの(100 ㎡超)	
	県	③対象用途の床面積の合計が 300 ㎡未満でその用途に供する部分が3階以上にあるもの	
(7) 旅館、ホテル、簡易宿所(大)	国	①対象用途の床面積の合計が 500 ㎡を超えかつ階数が2以上のもの	
	県		
	国	②(6)及び(7)①以外の規模で地階にあるもの(100 ㎡超)	
(8) 劇場、映画館、演芸場	国	①地階又は3階以上の階にあるもの(100 ㎡超)	
		②客席の対象用途の床面積の合計が 200 ㎡以上	
		③主階が1階にないもの	
	県	④客席の対象用途の床面積の合計が 200 ㎡を超えるもの	
(9) 児童福祉施設等(通所施設その他これに類するものを除く)	国	①地階又は3階以上の階にあるもの(100 ㎡超)	
		②2階の対象用途の床面積の合計が 300 ㎡以上	
	県	③対象用途の床面積の合計が 300 ㎡を超えるもの	
(10) 観覧場	国	①地階又は3階以上の階にあるもの(100 ㎡超)	
		②客席の対象用途の床面積の合計が 200 ㎡以上	
		③客席の対象用途の床面積の合計が 1,500 ㎡を超えるもの	
(11) ボーリング場	国	①3階以上の階にあるもの(100 ㎡超)	
		②対象用途の床面積の合計が 2,000 ㎡以上	
	県	③対象用途の床面積の合計が 2,000 ㎡を超えるもの	
(12) 事務所等(建築主事をおいていない市町が所有する建築物に限る)	県	①延床面積の合計が 1,000 ㎡を超えかつ階数が5以上	
(13) 共同住宅(サービス付き高齢者住宅に限る)、寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	国	①地階又は3階以上の階にあるもの(100 ㎡超)	
		②2階の対象用途の床面積の合計が 300 ㎡以上	
(14) 体育館(学校に附属しないもの)、博物館、美術館、図書館、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	国	①3階以上の階にあるもの(100 ㎡超)	
		②対象用途の床面積の合計が 2,000 ㎡以上	
(15) 展示場、待合	国	①地階又は3階以上の階にあるもの(100 ㎡超)	
		②2階の対象用途の床面積の合計が 500 ㎡以上	
		③対象用途の床面積の合計が 3,000 ㎡以上であるもの	
※1 この表の適用にあたっては、使用形態等を把握の上、判定すること			
※2 (12)を除き、特殊建築物の用途(注)に供する部分の床面積の合計が 200 ㎡以下の建築物は対象外。ただし、(5)⑤、(6)③は、特殊建築物の用途に供する部分の床面積の合計が 100 ㎡超～200 ㎡以下で階数が3以上の場合は、対象。 (注) 特殊建築物の用途…学校、病院、集会場、店舗、飲食店、共同住宅、工場、倉庫等の、不特定多数・特定多数の人が利用する用途。(特殊建築物の用途でないものは、戸建住宅及び事務所等。)			
※3 『国』と記載のある欄は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。			
※4 報告に先立って実施する調査は、報告日前3ヶ月以内に実施したものでなければならない。(施行細則第8条第2項)			
※5 検査済証が発行された直後の報告時期は除く。			

【参考】

①国による指定※1

N O	用 途	規 模
I	劇場・映画館・演芸場・公会堂・集会場・観覧場(屋外観覧場を除く)	①地階又は3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの※3
II	病院・診療所(患者の収容施設のあるものに限る)・旅館・ホテル・共同住宅(サービス付き高齢者住宅に限る)、寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)・児童福祉施設等※2	①地階又は3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの
III	体育館(一般公共用)・博物館・美術館・図書館・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場・ボーリング場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上であるもの
IV	百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・飲食店・料理店・展示場・待合	①地階又は3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの

※1 特殊建築物の用途に供する部分の床面積の合計が 200 ㎡以下の建築物又は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

※2 告示 240 号第1第2項第2～9号に掲げるもの。

※3 劇場、映画館又は演芸場に限る。

②県による指定(①国による指定に含まれるものを除く。)

N O	用 途	規 模
1	学校(幼稚園、専修学校及び各種学校を除く)	対象用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの
2	病院・診療所(患者の収容施設のあるものに限る)	対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの
3	公会堂・集会場	客席の対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの
4	百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗	対象用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの
5	キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・飲食店・料理店	対象用途の床面積の合計が500㎡を超えるもの 3階以上の階若しくは地階にあるもので100㎡以上のもの
6	ホテル・旅館・簡易宿所	300㎡を超えかつ階数が2以上のもの、又は300㎡以下で3階以上にその用途に供する部分を有するもの
7	劇場・映画館・演芸場	客席の対象用途の床面積の合計が200㎡を超えるもの
8	政令第115条の3第1号の児童福祉施設等(通所施設その他これに類するものを除く)	対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの
9	観覧場	客席の対象用途の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
10	ボーリング場	対象用途の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの
11	事務所等(建築主事をおいていない市町が所有する建築物に限る)	延床面積の合計が1,000㎡を超えかつ階数が5以上のもの

対象建築物の判断基準

◇①国による指定のみに該当する用途

表のⅡ～Ⅳの網掛け部分が該当します。

◇②県による指定のみに該当する用途

表の1と11が該当します。

◇①国による指定②県による指定両方に該当する用途

対象用途が、国による指定と県による指定両方にある場合は、上記の規模のいずれかに該当すれば報告対象となります。ここで、県の指定には避難階を含んでいるため、国の指定規模には該当するが、県の指定規模に該当しない場合は「対象用途が避難階のみにある場合」は除かれますので御注意ください。

福祉施設等の整理について

区分		用途		定期報告対象		根拠法令等
				国指定	県指定	
共同住宅		サービス付き高齢者向け住宅		※ 1		・ H28 国交告 240 号
		上記以外				
寄宿舍		サービス付き高齢者向け住宅		※ 1		・ H28 国交告 240 号
		認知症高齢者グループホーム		※ 1		
		障害者グループホーム		※ 1		
		上記以外				
児童福祉施設等	児童福祉施設	助産施設		※ 1	※ 2	・ H28 国交告 240 号 ・ 建築基準法施行令第 115 条の 3 ・ 児童福祉法第 7 条
		乳児院		※ 1	※ 2	
		母子生活支援施設			※ 2	
		保育所			※ 2	
		児童厚生施設			※ 2	
		児童養護施設			※ 2	
		障害児入所施設		※ 1	※ 2	
		児童発達支援センター			※ 2	
		児童心理治療施設			※ 2	
		児童自立支援施設			※ 2	
		児童家庭支援センター			※ 2	
	幼保連携型認定こども園				※ 2	・ 建築基準法施行令第 115 条の 3 ・ 児童福祉法第 7 条
	助産所			※ 1	※ 2	・ H28 国交告 240 号
	身体障害者社会 参加支援施設	身体障害者福祉センター			※ 2	・ 建築基準法施行令第 115 条の 3 ・ H28 国交告 240 号
		盲導犬訓練施設		※ 1	※ 2	
	保護施設	救護施設		※ 1	※ 2	・ H28 国交告 240 号 ・ 建築基準法施行令第 115 条の 3 ・ 生活保護法第 38 条
		更生施設		※ 1	※ 2	
		授産施設			※ 2	
		宿所提供施設			※ 2	
	婦人保護施設				※ 2	・ 建築基準法施行令第 115 条の 3
	老人福祉施設	老人デイサービスセンター（宿泊サービス） （老人短期入所施設に類するものに該当）		※ 1	※ 2	・ H28 国交告 240 号 ・ 建築基準法施行令第 115 条の 3 ・ 老人福祉法第 5 条の 3
		老人デイサービスセンター（上記以外）			※ 2	
		老人短期入所施設		※ 1	※ 2	
		養護老人ホーム		※ 1	※ 2	
		特別養護老人ホーム		※ 1	※ 2	
		軽費老人ホーム		※ 1	※ 2	
		老人福祉センター			※ 2	
		老人介護支援センター			※ 2	
		小規模多機能型居宅介護の事業所 （老人短期入所施設に該当）		※ 1	※ 2	
		看護小規模多機能型居宅介護の事業所 （老人短期入所施設に該当）		※ 1	※ 2	
	有料老人ホーム			※ 1	※ 2	・ H28 国交告 240 号
	母子保健施設			※ 1	※ 2	・ H28 国交告 240 号
	障害者支援施設			※ 1	※ 2	・ H28 国交告 240 号
	地域活動支援センター				※ 2	・ 建築基準法施行令第 115 条の 3
	福祉ホーム			※ 1	※ 2	・ H28 国交告 240 号
	障害福祉サービス事業の事業所			※ 1	※ 2	・ 建築基準法施行令第 115 条の 3

※ 1 高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る

※ 2 政令第 19 条第 1 項の児童福祉施設等で、通所施設その他これに類するものを除く
「通所施設」…労働基準法において 22 時以降は深夜勤務とされ、職員の仮眠が想定されるため午後 22 時から 5 時までの間に預かりを実施する保育所を「通所施設その他これに類するもの」に該当しないと判断し、当該時間帯に預かりを実施しない保育所を「通所施設その他これに類するもの」とする。

2 定期報告対象建築設備等及び昇降機等

種 別		国が指定する 定期報告対象建築設備等	県が追加指定する 定期報告対象建築設備等	報告時期
建 築 設 備	換気設備		① 1. 定期報告対象建築物のうち、国指定の規模等に該当する建築物に設けられるもの	
	排煙設備		② 1. 定期報告対象建築物のうち、県の追加指定の規模等に該当する建築物に設けられるもの	
	非常用の照明装置			
防 火 設 備	防火設備 ※6 (随時閉鎖式に限る)	① 1. 定期報告対象建築物のうち、国指定の規模等に該当する建築物に設けられるもの ② 以下に掲げる用途のうち、床面積が 200 m ² 超の建築物に設けられるもの ・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る) ・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る) ・寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る) ・就寝用途の児童福祉施設等	1. 定期報告対象建築物のうち、県の追加指定の規模等に該当する建築物に設けられるもの	毎年8月1日から11月30日まで ※4 ※5
昇 降 機 等	エレベーター	全て ※1、※2		毎年検査済証の交付を受けた日に応ずる月の前後 30 日まで ※5
	エスカレーター	全て ※1		
	小荷物専用昇降機	フロアタイプ ※1	テーブルタイプ ※1 ※3	
	観光用エレベーター	全て		
	観光用エスカレーター	全て		
	遊戯施設	全て		

※1 籠が住戸内のみを昇降するものを除く。

※2 労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)第 12 条第 1 項第 6 号に規定するエレベーターを除く。

※3 昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より 50cm 以上高いものに限る。

※4 報告に先立って実施する検査は、報告前 1ヶ月以内に実施したものでなければならない。(施行細則第 10 条第 2 項)

※5 検査済証が発行された直後の報告時期は除く。

※6 常時閉鎖式の防火扉については、建築物調査報告で調査し報告する。

常閉防火扉の調査・報告方法について

平成 20 年国土交通省告示(以下「告示」という。)第 282 号及び平成 28 年告示第 723 号等を改正する告示(令和 7 年 1 月 29 日告示第 53 号)の改正に伴い、常時閉鎖式の防火扉(以下、「常閉防火扉」という。)が防火設備定期検査の中で検査・報告をする改正がされましたが、静岡県内においては、平成 20 年告示第 282 号第 2 の特定行政庁が特定建築物定期調査の調査項目を追加指定できる規定に基づき、静岡県の建築基準法施行細則において常閉防火扉の調査項目等を追加指定することで、引き続き、建築物の定期調査報告の中で調査・報告をするよう定めています。

常閉防火扉の調査結果表への記載方法については、本手引きの記載例を参考に「7 上記以外の調査項目」欄に(1)～(5)までの調査結果を記載してください。また、常閉防火扉について防火設備定期検査の中では、検査をする必要はありません。

なお、上記取扱いについては、県内全ての特定行政庁で同様の取扱いとなります。

